

独立行政法人における内部統制について

1. 独立行政法人の内部統制を巡る動き

○ 総務省 独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会

「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月）

⇒ 独立行政法人の特性を踏まえた内部統制の目的・必要性や具体的な取組等について論点を整理



○ 独立行政法人通則法の一部改正（平成26年法律第66号）

⇒ 「業務方法書には、役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、個別法又は他の法令に適合するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための法律（以下「内部統制システム」という。）の整備に関する事項を記載しなければならない。」（第28条第2項）



○ 総務省通知「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日）

⇒ 独立行政法人の業務方法書に記載すべき内部統制システムの整備に関する事項を定める



○ 「独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書」の改正（平成27年4月1日）

⇒ 総務省通知を踏まえ、内部統制システムの整備に関する事項を新たに規定

2. 総務省「独立行政法人における内部統制と評価について」(抜粋)

1 独立行政法人における内部統制の意義等

(1) 独立行政法人の概要と内部統制の基本的考え方等

イ 独立行政法人と民間企業とのリスクに対する考え方の相違と内部統制

企業の目的は、利潤を獲得することにある。一方、独立行政法人の目的は、公共上必要とされるサービスを効果的かつ効率的に提供することであり、提供するサービスの内容は法人によって様々なものとなっている。

このような目的の違いは、独立行政法人における内部統制の考え方などに次のような影響を及ぼすものと考えられる。

① 企業におけるリスクの考え方と内部統制について

企業は利潤の最大化を目的とし、利潤が確保できない場合は、存続することすら困難となる。このため、利潤の獲得と企業の構成員の利害は直結し、企業の構成員はおのずから利潤拡大に向けた行動を取ると考えられる。企業におけるリスクを考えるに当たって留意すべきことは、企業の構成員が利潤の最大化を優先しすぎるあまり、法令違反や不適正な財務報告を行うことによって企業の社会的信用などを損ない、企業の存続を危うくしないようにすることである。したがって、利潤の最大化を考慮しつつ、このようなリスクに対応するために内部統制を充実・強化することが民間企業には特に重要である。

② 独立行政法人におけるリスクの考え方と内部統制について

独立行政法人制度では、中期目標による管理等に政府が関与することが法律上組み込まれている。したがって、独立行政法人の目的は法律の枠組みの中で法人に与えられたミッションを果たすため、複雑で多種多様な目標・計画を効果的かつ効率的に達成することにある。

このため、独立行政法人のリスクは、i) 法令遵守や財務報告等の信頼性を阻害する要因だけでなく、ii) 法人のミッションを果たすために与えられた中期目標を目標・計画においてより高い水準で具体化させることを阻害する要因や、iii) 法人内において高い水準の目標・計画を設定してもそれらを効果的かつ効率的に達成することを阻害する要因を含むものとなる。

具体的には、責任を不明確にするために目標・計画をあいまいにすることや、目標・計画の達成を容易にするために高い水準の目標・計画を設定しないこと、設定した目標・計画を効果的かつ効率的に達成しないこと等が独立行政法人におけるリスクとなる。